

(はじめに)

すべての問題文の条件設定において、特に断りのない限り、他に特殊な事情がないものとします。また、各問題の選択枝における条件設定は独立したものと考え、同一問題内における他の選択枝には影響しないものとします。

特に日時の指定のない限り、2017年9月1日現在で施行されている法律等に基づいて解答しなさい。

解答は、選択枝ア～エ又はア～ウの中から1つ選びなさい。

1 問1～問12に答えなさい。

問1

ここ数年間における特許庁の知財金融促進事業における知財ビジネス評価書に関して、X銀行の甲と乙が話している。ア～エを比較して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「中小企業の知的財産を活用したビジネスを評価する知財ビジネス評価書が活用されているそうですね。」
乙 「知財ビジネス評価書は、金融機関からの融資が検討されている中小企業の知的財産を活用したビジネスについて、特許庁が作成し、無償で提供するものです。」
- イ 甲 「知財ビジネス評価書作成の対象となる企業は、どのような企業ですか。」
乙 「特許、実用新案、意匠、商標のいずれかの権利を保有している中小企業です。」
- ウ 甲 「知財ビジネス評価書の申請は、評価書の作成を希望する中小企業から直接申請できますか。」
乙 「はい、できます。知財ビジネス評価書の申請は、評価書の作成を希望する中小企業及び金融機関のいずれからも可能です。」
- エ 甲 「知財ビジネス評価書における知財ビジネス評価は、どのようなものですか。」
乙 「知財ビジネス評価とは、定性的な事業評価と知的財産権の金銭価値評価の両方を含むものであり、知財を切り口として中小企業における事業の実態や将来の成長可能性、財務状況等について、理解を深めるために行うものです。」

問2

ブランド・ポートフォリオに関して、日本知的財産協会が発行している「経営に資するブランドの研究ーブランドで経営を考えるー」を参照して、X社の知的財産部の部員甲と乙が話している。ア～エを比較して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「ブランド・ポートフォリオの役割は、どのようなものですか。」
乙 「ブランド・ポートフォリオの役割は、ブランド・ポートフォリオに含まれる複数のブランドそれぞれについて個別に最大効率化を図ることにあります。」
- イ 甲 「ブランド・ポートフォリオ戦略で考慮されるシルバー・ブレット・ブランド（silver bullet brand）とはどのようなものですか。」
乙 「シルバー・ブレット・ブランドは、別名ファイティング・ブランドといい、競合する他社のブランドと戦うためのブランドであり、既存ブランドをリスクにさらさないために用いられます。」
- ウ 甲 「ブランド・ポートフォリオ戦略で考慮されるフランカー・ブランド（flanker brand）とはどのようなものですか。」
乙 「フランカー・ブランドは、ターゲット・ブランドのイメージをプラスに変えることができる、影響力の強いブランドを指します。」
- エ 甲 「ブランド・ポートフォリオ戦略で考慮されるキャッシュ・カウ・ブランド（cash cow brand）とはどのようなものですか。」
乙 「キャッシュ・カウ・ブランドは、熱烈なブランド・ロイヤルティの顧客を持つブランドや、特許などにより市場独占性が高いなどの別の要因でブランドの地位を持つブランドであり、投資をあまり必要としません。」

問3

ブランド価値低下のリスクに関して、日本知的財産協会が発行している「経営に資するブランドの研究－ブランドで経営を考える－」を参照して、X社の知的財産部の部員甲と乙が話している。ア～エを比較して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「ブランド価値を低下させるリスクの1つとして、イベントリスクがありますね。」
乙 「イベントリスクは、突発的に発生しブランド価値を急激に低下させてしまうリスクのことであり、例えばマーケティングの戦略ミスが含まれます。」
- イ 甲 「ブランド価値を低下させるリスクの1つとして、グラデュアルリスクがありますね。」
乙 「グラデュアルリスクは、徐々にブランドの価値を低下させる要因が何なのかを経営者も従業員も自覚がない性質を持つものであり、例えば、コンプライアンス違反の発覚があります。」
- ウ 甲 「イベントリスクには、内的要因と外的要因がありますね。」
乙 「内的要因のリスクは、組織内部の事情や条件によって生じるものであり、外的要因のリスクは、企業及び企業の組織を取り巻く環境に起因するリスクであり、どちらも事前の対策が可能です。」
- エ 甲 「自社の商標権の管理に関してブランド価値低下のリスクは存在しますか。」
乙 「ブランド価値は、自社の商標権の管理とは独立したものですので、自社の知的財産権がブランド価値低下のリスクとなることはありません。」

問4

「平成21年度 意匠出願動向調査報告書 ―製品アピールやサービスのプロモーションのためのデザインの出願戦略に関する調査― (要約版) 平成22年3月 特許庁」で示されるブランド構築のためのデザイン開発マネジメント体制に関して、X社の知的財産部の部員甲と乙が話している。ア～エを比較して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「トップマネジメント型のデザイン開発マネジメント体制とは、どのようなものですか。」
- 乙 「トップマネジメント型は、経営トップ又はブランドマネジメント担当部門が権限を持ち、ブランドメッセージを明確に発信し、それに沿った製品・サービスを展開するためのデザイン開発を進める体制です。この体制は、強力で押し進めることが可能であり、既存のあり方からの脱却や、新しいブランドを構築する際に有効であると考えられます。但し、大企業では、トップマネジメント型を採用することはできません。」
- イ 甲 「ハブ型のデザイン開発マネジメント体制とは、どのようなものですか。」
- 乙 「ハブ型は、ブランドマネジメント担当部門以外の部門がイニシアティブをとってデザイン開発の方向付けの調整を進める体制です。例えば、伝統的に広告宣伝に力を入れている企業では広告・宣伝部門が、販売部門が力強い企業のアイデンティティとなっている企業では販売部門が、それぞれデザイン戦略のハブになり、従来から持つ企業の強みによってブランドを維持しつつ、新たなブランドを創出することができる体制です。デザイン開発の成果物を権利化する部門である知的財産部門は、デザイン開発の中心としてのハブとは分けて位置付ける必要があります。」
- ウ 甲 「ハブ型のデザイン開発マネジメント体制では、どのようなことに留意すべきですか。」
- 乙 「ハブ型は、事業の現場からの声が比較的届きやすいため、各事業部門からのボトムアップによるブランド構築を行う場合に有効です。但し、ハブを担う部門がどのような権限でデザイン開発や戦略の調整を行うかが課題となるため、例えば経営陣の判断の下、特定の部門にブランドマネジメントを行う権限を持たせ、その権限の行使が妥当であるかをチェックすることが有効となり得ます。」
- エ 甲 「ネットワーク型のデザイン開発マネジメント体制とは、どのようなものですか。」
- 乙 「ネットワーク型は、特定の部門がデザインマネジメントを担うのではなく、研究開発、デザイン、広告・宣伝、広報、販売など関連する部門それぞれがデザインの方向性について、意識を共有した上で、デザイン開発に共に関与しデザインを造りあげていく体制です。事業の現場からボトムアップのブランド構築を行う際に有効であると考えられています。但し、大規模な組織においては、顧客の傾向を迅速にくみ取ることが困難であるというデメリットがあります。」

問5

ガラスメーカーX社は、クリスタルガラスを使用した新たな食器ブランドの立ち上げを予定しており、ブランド名を「PASSERO」にしたいと考えている。X社の法務部の部員甲は、新たなブランド名の商標出願前に先行商標調査を行うため、事業部担当者に予定されている使用状況を確認している。ア～エを比較して、事業部担当者の発言を受けての甲の発言の空欄 ～ に入る語句の組合せとして、最も適切と考えられるものはどれか。

事業部担当者の発言

「ブランド名は『PASSERO』で『パッセロ』と読みます。実際にメインで使用する商標は『PASSERO』の語頭『P』と語尾『O』を大きく図案化したロゴになります。商品や包装用の箱等にはロゴのみを付しますが、ロゴのみですと図案化した『P』と『O』は文字として認識されず全体から欧文字『PASSERO』と把握されない可能性が高いので、パンフレットや店頭の商品紹介のプレートにはロゴに加えて『PASSERO』や読みの片仮名『パッセロ』の表示を行うことになると思います。また、食器類での売行が好調であった場合には、同じクリスタルガラスを使用したシリーズとして、ペーパーウェイト等の文房具類も販売したいと考えています。」

甲の発言

「商標については、欧文字『PASSERO』と読みの片仮名『パッセロ』の両方を使用する前提で調査を行います。欧文字については、 。また、調査対象とする指定商品については、 。」

(参考情報)

「食器類」：第21類/類似群コード19A03

ペーパーウェイト等の「文房具類」：第16類/類似群コード25B01

- ア =ブランド名『PASSERO』のみを調査すればロゴもカバーできるので問題ありません
 =第21類の『食器類』についてのみ調査を行います。将来的に販売希望のペーパーウェイト等の文房具類についても、食器を主とするシリーズの一環としてカバーできるはずです
- イ =ブランド名『PASSERO』のみを調査すればロゴもカバーできるので問題ありません
 =第21類の『食器類』に加え、将来的に販売希望のペーパーウェイト等に関しては第16類『文房具類』についても調査する必要があります
- ウ =ロゴからは『PASSERO』とは把握されない可能性が高いとのことですので、本来のブランド名『PASSERO』に加え、ロゴにおいて文字として認識される

【第29回1級(ブランド管理業務)学科試験】

『ASSER』部分や図案化する部分についても調査の検討が必要です

2 =第21類の『食器類』についてのみ調査を行います。将来的に販売希望のペーパーウェイト等の文房具類についても、食器を主とするシリーズの一環としてカバーできるはずで

エ 1 =ロゴからは『PASSERO』とは把握されない可能性が高いとのことですので、本来のブランド名『PASSERO』に加え、ロゴにおいて文字として認識される『ASSER』部分や図案化する部分についても調査の検討が必要です

2 =第21類の『食器類』に加え、将来的に販売希望のペーパーウェイト等に関しては第16類『文房具類』についても調査する必要があります

問6

X社は洋服をメインとしたセレクトショップを運営している企業であり、新しい店舗名について商標登録出願を行おうと思っている。出願内容についての検討会議において、事業部担当者甲から次のような発言があった。ア～エを比較して、甲の発言を受けての出願内容に関する知的財産部の部員乙の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。

- 甲 「新しい店舗名は、店舗の看板やテナントとして入る商業施設の案内板に表示されます。ショップの紙袋にも使います。それから、この新規店舗では、わが社オリジナル商品の洋服も扱う予定です。その洋服のブランド名にも使うつもりです。他にも、店員の名刺やパンフレット、チラシにも使いますし、DM用の封筒やハガキにも使います。すぐではありませんが、数年後にはバッグ、サンダルや靴も店舗名と同じマークを使って、オリジナルブランドとして展開する予定です。」
- ア 「使用予定の商品・役務をすべて含ませなければいけません。従って、『第6類の金属製看板、第16類の紙製包装用容器、紙類、文房具類、印刷物、第18類のかばん類、第20類の木製又はプラスチック製の看板・掲示板、第25類の被服、履物、第35類の被服の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供』を指定して出願しましょう。」
- イ 「バッグ、サンダルや靴は、すぐには販売を開始しないので、今回の出願に含めると拒絶されてしまうため、『第6類の金属製看板、第16類の紙製包装用容器、紙類、文房具類、印刷物、第20類の木製又はプラスチック製の看板・掲示板、第25類の被服、第35類の被服の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供』を指定して出願しましょう。」
- ウ 「わが社は洋服の販売ショップであるため、被服や履物といった『商品』ではなく、小売業の役務を指定します。従って、『第6類の金属製看板、第16類の紙製包装用容器、紙類、文房具類、印刷物、第20類の木製又はプラスチック製の看板・掲示板、第35類の被服の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、履物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、かばん類及び袋物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供』を指定して出願しましょう。」
- エ 「ショップの紙袋、パンフレット等や封筒・ハガキは、それ自体が独立して商取引の対象となるものではないため、これら自体は商標法上はわが社の『商品』ではありません。また、名刺や看板・案内板も『商品』ではないため、これらを指定商品に含める必要はないでしょう。数年後に展開予定の製品も含めて、『第18類のかばん類、第25類の被服、履物、第35類の被服の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供』を指定して出願しましょう。」

問7

家具メーカーX社は、第20類「テーブル、椅子」について商標「LUCKY LIFE」の登録を受けている。この度、X社は業務を変更し、拡大することになった。そこで、X社は新たな業務について「LUCKY LIFE」の商標登録を検討している。X社の知的財産部としては、同じ商標について二つの登録があるのは、管理上不便であるので、一つの登録にしたいと考えている。ア～エを比較して、知的財産部の部員甲の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 「わが社では、従前の製品に加え、新たにソファの製造を始めます。第20類『テーブル、椅子、ソファ』を指定商品として商標『LUCKY LIFE』を新たに出願した場合、わが社の従前の登録商標を引用例として、商標法第3条の趣旨に反するとして拒絶されてしまいます。新たな出願で登録を受けるためには、従前の登録を放棄する必要があります。」
- イ 「わが社では、椅子の製造を取り止め、新たに事務機の製造を始めます。第20類『テーブル、事務機』を指定商品として商標『LUCKY LIFE』を新たに出願しても、従前の登録に係る指定商品に『テーブル』が含まれているため、商標法第3条の趣旨に反するとして拒絶されてしまいます。新たな出願で登録を受けるためには、従前の登録を放棄する必要があります。」
- ウ 「わが社ではテーブルや椅子以外の家具の製造も始めるため、『テーブル、椅子』の上位概念である第20類『家具』を指定商品として商標『LUCKY LIFE』を新たに出願するのがよいでしょう。この場合、既登録商標『LUCKY LIFE』に係る指定商品と同一の指定商品とは判断されないため、商標法第3条の趣旨に反する、とはされません。」
- エ 「わが社では椅子の製造を取り止めたため、第20類『テーブル』を指定商品として商標『LUCKY LIFE』を新たに出願することもできます。この場合、既登録商標『LUCKY LIFE』に係る指定商品の一部を指定しているにすぎないため、新たな出願に係る指定商品と同一の指定商品とは判断されず、商標法第3条の趣旨に反する、とはされません。」

問8

化粧品メーカーX社は、化粧品等の新規ブランド名について商標登録出願を行おうとしている。X社の知的財産部は、事業部担当者から「一日も早く権利化してほしい。」と要望されている。そこで知的財産部の部員甲は、早期審査の制度を利用しようと考えている。ア～エを比較して、甲の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 「本願をマドリッド協定議定書に基づく国際登録出願の基礎出願として国際登録の出願を行う場合、『権利化について緊急性を要する出願』とはいえないので、早期審査の対象とはなりません。」
- イ 「第3類『せっけん類，歯磨き，化粧品，香料，薫料』（類似商品・役務審査基準掲載）を指定商品とする場合、『香料，薫料』については、まだ製造や販売の準備が進んでいません。従って、第3類『せっけん類，歯磨き，化粧品』についてのみ出願しなければ早期審査の対象とはなりません。」
- ウ 「今回の出願におけるいずれの指定商品についても、まだ製造販売の準備が進んでいません。しかし、第三者が、本件商標と類似する商標をわが社の許諾なく指定商品と同一の商品について使用していることから、『権利化について緊急性を要する出願』といえるため、早期審査の対象となり得ます。」
- エ 「事業部は『化粧品，アロマセラピー用オイル』について権利化を望んでいます。『アロマセラピー用オイル』は商標法施行規則別表や類似商品・役務審査基準等に掲載されている商品ではありませんが、わが社は既に、化粧品もアロマセラピー用オイルも製造販売しています。そのため、早期審査の対象となり得ます。」

問9

帽子メーカーのX社の開発部の甲は、新デザインである帽子A、帽子B、帽子Cの3種類の帽子を創作した。帽子Aと帽子Bのデザインコンセプトは共通し、帽子Bと帽子Cのデザインコンセプトは共通するが、帽子Aと帽子Cのデザインコンセプトは無関係である。甲から各帽子に関する意匠登録出願の相談を受けたX社の知的財産部の部員乙は、意匠登録出願に関して検討している。ア～エを比較して、部員乙の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。なお、意匠登録出願の取下げは考えないものとする。

- ア 帽子Aに係る意匠について、意匠登録出願した後に、帽子B、帽子Cの各帽子に係る意匠について、意匠登録出願をした場合、帽子A、帽子B、帽子Cのすべてについて、意匠登録を受けることができる。
- イ 帽子B、帽子A、帽子Cの順番で、各帽子に係る意匠について、意匠登録出願をした場合、帽子A、帽子Cに係る意匠登録出願の出願時期を問わずに、帽子A、帽子B、帽子Cのすべてについて、意匠登録を受けることができる。
- ウ 帽子Aを販売した後に、帽子B、帽子Cの各帽子に係る意匠について、意匠登録出願した場合には、帽子Aについて意匠登録出願をしなくとも、帽子B、帽子Cについて、意匠登録を受けることができる場合がある。
- エ 帽子Bを販売した後に、帽子A、帽子Cの各帽子に係る意匠について、意匠登録出願した場合には、帽子A、帽子Cについて、意匠登録を受けることができる場合はない。

問10

食器メーカーであるX社の開発部の甲は、意匠A、B、Cを創作した。意匠Aは、コーヒーわん a 1 及び受け皿 a 2 である。意匠Bは、コーヒーカップにもティーカップにも使用することができるカップ b である。また、意匠Bの意匠登録出願に係る図面には、カップの側面にバラの花が描かれたコーヒーカップと、カップの側面にヨットが描かれたティーカップとが記載されていた。意匠Cは、ゾウをモチーフにしたティーポット c である。X社では、意匠A、B、Cについて、意匠登録出願を検討している。ア～エを比較して、X社の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。なお、コーヒーわん及び受け皿は、一物品である。

- ア 意匠Aに係る意匠登録出願をした場合、願書に添付した図面から受け皿 a 2 を削除する補正をすることができる。
- イ 意匠Bに係る意匠登録出願をした場合、拒絶理由通知後であっても、分割出願をすることができる。
- ウ ティーポット c を宣伝のアイテムとして使用してブランディングを図るために、出願済みの意匠Cに係る意匠登録出願を立体商標に係る商標登録出願に出願変更することができる。
- エ 意匠Aに係る意匠登録出願をした場合、コーヒーわん a 1 のみについて、分割出願をすることができる。

問11

アパレルメーカーX社の事業部の部員甲と法務部の部員乙が、来年度に更新時期を迎える商標登録Aと、分割納付の後期分登録料の納付時期を迎える商標登録Bについて、対応方法を話し合っている。いずれも指定商品は、第18類「かばん類、袋物」及び第25類「被服、履物」である。ア～エを比較して、次の甲の発言を受けての乙の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。

- 甲 「いずれの商標登録についても、現在バッグのブランド名称として使用しておりますので第18類については更新及び後期分登録料納付を行いたいと思います。一方、いずれも被服や履物への展開予定はなくなり、余計なお金はかけたくありませんので、第25類は維持しないかたちで手続を進めてほしいと考えています。」
- ア 「商標登録Aについては更新時に区分を減じることができますが、商標登録Bについては後期分登録料納付の際に区分を減じることができません。商標登録Bに関しては、別途第25類の指定商品について放棄する手続を行った上で第18類についてのみ後期分登録料を納付する必要があります。」
- イ 「いずれの商標登録についても、更新時及び後期分登録料納付の際に区分を減じることが可能ですので、第18類のみについて更新及び後期分登録料納付を行いましょう。」
- ウ 「商標登録Aについては、更新時に区分を減じることができませんので、事前に第25類の指定商品について放棄する手続を行った上で第18類についてのみ更新手続を行います。商標登録Bについては後期分登録料納付の際に区分を減じることができますので、第18類のみについて手続を進めましよう。」
- エ 「いずれの商標登録についても、更新時及び後期分登録料納付の際に区分を減じることができません。各商標登録について、事前に第25類の指定商品について放棄する手続を行った上で更新及び後期分登録料納付を行う必要があります。」

問12

X社はネットワーク接続ハードディスク(NAS)を製造販売している会社である。「FIRST」という名称でNASを販売していたところ、第9類「電子応用機械器具及びその部品」を指定商品とする登録商標「FIRST」に係る商標権者であるY社から、「X社によるNAS『FIRST』を販売する行為は、Y社の商標権を侵害するので、当該製品の販売の中止を要求する」旨の警告書を受領した。そこで、X社の知的財産部の部員甲が登録状況や使用態様を調べたところ、Y社の商標権は現に存続していたが、Y社が実際に製造販売しているのはタブレット端末操作用のタッチペンであった。ア～エを比較して、甲の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 「Y社の製品とわが社の製品とは全く異なるものですから、販売を中止する必要はなく、その旨回答すれば問題ありません。」
- イ 「Y社の製品とわが社の製品とは異なるものですが、わが社の製品は『電子応用機械器具及びその部品』に含まれるものです。従って、わが社は『FIRST』の販売を継続する方法はありません。」
- ウ 「Y社の製品とわが社の製品とは異なるものですが、わが社の製品は『電子応用機械器具及びその部品』に含まれるものです。しかし、交渉の余地がないとは言いきれません。」
- エ 「わが社が商標『FIRST』を商品『NAS』について出願すれば、商標登録を受けられる可能性が高いため、わが社も商標登録を受ければ、Y社に対抗できます。」

- 2 飲料メーカーX社は、所有する商標登録について全指定商品(※)を対象とする不使用取消審判の請求を受けた。事業部に確認したところ、登録商標はX社の子会社Y社が使用許諾のもとに飲料用野菜ジュースの名称として使用しており、使用証拠の提出は可能とのことであった。X社からY社への使用許諾の内容は通常使用権であり、登録はしていない。問13～問14に答えなさい。

※所有登録における指定商品：

第32類「清涼飲料，果実飲料，飲料用野菜ジュース，乳清飲料」

問13

ア～エを比較して、飲料用野菜ジュースの名称として使用中である点に関するX社の法務部の部員甲の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 「飲料用野菜ジュース」のみへの使用であることから、使用していない「清涼飲料，果実飲料，乳清飲料」については登録が取り消されることになるが、使用中の「飲料用野菜ジュース」については使用証明により権利が維持できるので問題ないと考えた。
- イ 取消対象の指定商品の一部である「飲料用野菜ジュース」についての使用証拠の提出では使用の立証として不十分であることから、使用中の「飲料用野菜ジュース」を含むすべての取消対象の指定商品についての取消しは免れないと考えた。
- ウ 取消対象の指定商品の一部である「飲料用野菜ジュース」についての使用証明ができれば、その他の請求対象の指定商品について使用していなくても取り消されることはない。よって、現状の権利を維持できると考えた。
- エ 「飲料用野菜ジュース」についての使用証明により、他の取消対象の指定商品のうち当該商品と同一の類似群コードに含まれる「清涼飲料，果実飲料」についても使用証明がなされたものとみなされ、「清涼飲料，果実飲料，飲料用野菜ジュース」については権利を維持できる。一方、類似群コードが異なる「乳清飲料」については登録が取り消されることとなるが、未使用であるため問題ないと考えた。

問14

ア～エを比較して、子会社Y社による使用許諾のもとでの使用に関するX社法務部の部員甲の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 通常使用権者による使用が認められるためには、通常使用権が登録されている必要があることから、未登録の通常使用権者Y社による使用証拠を提出しても使用証明はできず、登録の取消しは免れないと考えた。
- イ 通常使用権者による使用が認められるためには、通常使用権が登録されている必要はなく、「Y社がX社の子会社であり、通常使用権の許諾がなされている」と述べるとともに使用証拠を提出すれば問題ないと考えた。
- ウ 通常使用権者による使用が認められるためには、通常使用権が登録されている必要はないが、使用証拠とともに、Y社がX社の子会社であることを証明する書類を提出する必要があると考えた。
- エ 通常使用権者による使用が認められるためには、通常使用権が登録されている必要はないが、使用証拠とともに、X社と交わした使用許諾契約書等の証明書類を提出することでY社が通常使用権者であることを証明する必要があると考えた。

- 3 金融サービスの提供を行うX社は、アプリケーションの開発等を行うY社と事業提携し、共同で金融資産の管理を行うアプリケーション（以下「本アプリ」という。）の開発及び販売を行うこととなった。これに伴い、X社は自社のサービスに使用する日本の登録商標「Financial Service」（ロゴ化したもの）（以下「本登録商標」という。）をY社に使用許諾するため、次の契約書案を作成した。問15～問17に答えなさい。

TRADEMARK LICENSE AGREEMENT

This Trademark License Agreement (this “Agreement”) is made and entered into as of April 1st, 2017 (the “Effective Date”) by and among X, a Japanese corporation (“Licensor”), and Y, a US corporation (“Licensee”).

BACKGROUND

WHEREAS, Licensor is the owner of all right, title and interest in and to the Japanese trademark registration No. ***** for the mark “Financial Service” in International Class ** (the “Trademark”); and

WHEREAS, Licensee wishes to license from Licensor the right to use the Trademark in connection with the business collaboration with Licensor in development and sales of an application for management of financial assets (the “Application”), and Licensor is willing to grant such license to Licensee for such purpose, on the terms and subject to the conditions set forth in this Agreement.

NOW, THEREFORE, in exchange for good and valuable consideration, the sufficiency and receipt of which is hereby acknowledged, the parties agree as follows:

AGREEMENT

SECTION 1 LICENSE GRANT

On the terms and subject to the conditions set forth in this Agreement, Licensor hereby grants to Licensee a non-transferable, non-sublicensable, non-exclusive, royalty-free license in Japan during the term of this Agreement in connection with the development and sales of the Application.

SECTION 2 RESTRICTION

Licensee agrees and covenants to Licensor that Licensee shall not (i) use as its own any service mark, service name, trade name, trademark, design or logo confusingly

(次ページに続く)

similar to the Trademark, (ii) use the Trademark in combination with any other service mark, service name, trade name, trademark, design, logo or any other word or design without Licensor's express prior written consent, (iii) use the Trademark for any purpose other than the purpose set forth herein, and (iv) register the Trademark or any service mark, service name, trade name, trademark, design or logo confusingly similar to the Trademark anywhere in the world.

SECTION 3 EXCLUSION OF WARRANTY

Nothing in this Agreement shall be construed as a warranty or representation by Licensor with respect to the validity of the Trademark or its non-infringement of any trademark or any other right of third party.

SECTION 4 INCONTESTABILITY

Licensee shall not the ownership or validity of the Trademark for any other reason whatsoever.

SECTION 5 QUALITY CONTROL

...

SECTION 6 TERM AND TERMINATION

6.1 Term. The term of this Agreement shall commence on the Effective Date and shall continue until March 31st, 20XX, unless terminated earlier pursuant to the terms of this Agreement.

6.2 Termination. ...

SECTION 7 INDEMNIFICATION

...

SECTION 8 MISCELLANEOUS

8.1 Assignment. ...

8.2 Severability. ...

8.3 Waiver. ...

8.4 Governing Law. This Agreement shall be construed in accordance with and governed by the laws of Japan.

8.5 Jurisdiction. The Tokyo District Court shall have exclusive jurisdiction over all disputes which may arise between the parties out of or in connection with this Agreement.

(次ページに続く)

IN WITNESS WHEREOF, the Parties have caused this Agreement to be executed by their respective duly authorized representatives as of the date first above written.

LICENSOR: X

By _____

(Signature)

Name: _____

Title: _____

LICENSEE: Y

By _____

(Signature)

Name: _____

Title: _____

問15

ア～エを比較して、空欄 に入る語句として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア violate
- イ presume
- ウ dispute
- エ divulge

問16

ア～エを比較して、ライセンス契約書案に関する説明として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア Y社は、子会社であるZ社に対して、本登録商標の使用を再許諾することができない。
- イ Y社が本登録商標を本アプリとは異なるアプリの販売に使用してX社に生じた損害について、X社がY社に賠償請求をする場合には、X社は東京地方裁判所に民事訴訟の提起をすることができる。
- ウ 本登録商標について、商標登録無効審判の請求がなされ、登録を無効とすべき審決が確定した。この場合、Y社はX社に対して、表明保証違反を理由として損害賠償を請求できる。
- エ Y社がX社に無断で「Financial Services」という商標を使用した場合、Y社は契約上の義務に違反する可能性がある。

問17

X社は、Y社の担当者から、ライセンス契約書案について、「We would like you to ensure our availability of the Trademark as long as this Agreement continues.」という要望を電子メールで受け取った。ア～エを比較して、X社がこの要望に応えるためにライセンス契約書案に追加すべき文言として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア During the term of this Agreement, Licensor shall keep confidential any information related to the Application provided by Licensee.
- イ Licensor shall have the sole right, but not the obligation, to bring any action for any infringement of the intellectual property rights in or to the Trademark.
- ウ Licensor shall save Licensee harmless from any liabilities, loss and damages due to claim of infringement of any trademark or other rights brought by any third party.
- エ Licensor shall maintain the registration of the Trademark in accordance with applicable law during the term of this Agreement.

4 問18～問39に答えなさい。

問18

ア～エを比較して、ライセンス契約に関する次の文章の空欄 1 ～ 6 に入る語句の組合せとして、最も適切と考えられるものはどれか。

ライセンス契約とは、特許権、 1 ，著作権，ノウハウ等のいわゆる 2 についての使用又は 3 の 4 契約をいい，使用又は 3 を 4 するものを 5 といい，使用又は 3 の 4 を受けるものを 6 という。

- | | | | |
|---|---------|------------|------------|
| ア | 1 = 生存権 | 2 = 基本的人権 | 3 = 許諾 |
| | 4 = 実施 | 5 = ライセンシー | 6 = ライセンサー |
| イ | 1 = 商標権 | 2 = 知的財産 | 3 = 許諾 |
| | 4 = 実施 | 5 = ライセンサー | 6 = ライセンシー |
| ウ | 1 = 商標権 | 2 = 知的財産 | 3 = 実施 |
| | 4 = 許諾 | 5 = ライセンサー | 6 = ライセンシー |
| エ | 1 = 商標権 | 2 = 基本的人権 | 3 = 実施 |
| | 4 = 許諾 | 5 = ライセンシー | 6 = ライセンサー |

問19

ア～エを比較して、商標権に係るライセンス契約の説明として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア X社は、Y社に対して、X社が保有する商標権Aの使用を許諾するため、Y社との間で商標権Aに係るライセンス契約を締結し、全ての範囲について専用使用権をY社に対して設定することを検討したが、商標権に専用使用権を設定することはできない。
- イ X社は、Y社に対して、X社が保有する商標権Aの使用を許諾するため、Y社との間で商標権Aに係るライセンス契約を締結し、全ての範囲について専用使用権をY社に対して設定した。この場合、X社は、商標権Aを使用することができない。
- ウ X社は、Y社に対して、X社が保有する商標権Aの使用を許諾するため、Y社との間で商標権Aに係るライセンス契約を締結し、全ての範囲について専用使用権をY社に対して設定した。この場合、X社は、商標権Aを使用することができる。
- エ X社は、Y社に対して、X社が保有する商標権Aの使用を許諾するため、Y社との間で商標権Aに係るライセンス契約を締結し、全ての範囲について通常使用権をY社に対して許諾した。この場合、X社は、商標権Aを使用することができない。

問20

X社は、Y社に対して、X社が保有する商標権Aの使用を許諾するため、Y社との間で商標権Aに係るライセンス契約を締結することを検討している。ア～エを比較して、かかるライセンス契約の説明として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア X社は、愛知県に本社のある企業のため、X社の法務部は、ライセンス契約につき名古屋地方裁判所を第1審の専属的合意管轄としたいが、法律上、商標権に係る紛争に関しては管轄権の合意はできず名古屋地方裁判所を管轄裁判所とすることはできない。
- イ Y社は大阪府に本社のある企業のため、Y社の出してきたライセンス契約は大阪地方裁判所を第1審の専属的合意管轄と定めていたが、これは法令に違反する契約内容であり無効である。
- ウ 法令上、商標権に係る紛争は、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所のいずれかでなければ第1審の専属的合意管轄とすることができないとされているため、ライセンス契約に関しても東京地方裁判所又は大阪地方裁判所のいずれかでなければ第1審の専属的合意管轄とすることができない。
- エ 商標権Aに係る紛争につき、X社及びY社はライセンス契約によりいずれの地方裁判所を第1審の専属的合意管轄として定めることもできる。

問21

X社とY社は、Y社の保有する商標権Aに関して、Y社をライセンサー、X社をライセンシーとする通常使用権許諾契約の締結のため交渉を行っている。X社としては、Y社自体は小さいものの、Y社の親会社はZ社という大企業であるため、Z社にY社のライセンス契約に関して保証してほしいと考えている。ア～エを比較して、当該保証に係る説明として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア Z社が米国デラウェア州法人である場合、日本法上、保証行為は日本法人しかすることができないため、Z社は通常使用権許諾契約において保証人となることができない。
- イ 保証債務の内容は、主たる債務と同一でなければならないわけではなく、Z社は、Y社による債務不履行による損害賠償債務を保証することができる。
- ウ 商標権Aに関して通常使用権の許諾を行うことができるのはY社のみであり、Z社は通常使用権の許諾を行うことができない。そのため、Z社は保証をすることができない。
- エ Z社は、通常使用権許諾契約の当事者とならず、口頭で保証人となることができる。

問22

X社と米国デラウェア州法人であるY社は、英文で意匠に係る契約を締結しているが、当該契約において裁判所は東京地方裁判所と定められている。そのため、Y社は当該契約に係る損害の賠償を求めてX社を被告として東京地方裁判所に損害賠償請求訴訟を提起した。ア～エを比較して、当該訴訟に係る説明として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 当該契約は外国語で作成されているため、日本法上、いかなる方法によっても、Y社は当該契約を証拠として東京地方裁判所に提出することはできない。
- イ 当該契約は外国語で作成されているが当然日本語で作成された契約書と同様にY社は当該契約を証拠として東京地方裁判所に提出することができる。
- ウ 当該契約は外国語で作成されているため、Y社は当該契約全体の訳文を添付しない限り当該契約を証拠として東京地方裁判所に提出することができない。
- エ 当該契約は外国語で作成されているため、Y社は当該契約のうち証拠として必要な部分に関してのみ訳文を添付すれば当該契約を証拠として東京地方裁判所に提出することができる。

問23

ア～エを比較して、商標についての弁理士の代理に関し、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 弁理士は、弁護士と共同でなければ、商標登録出願の審決取消訴訟の代理をすることができない。
- イ 弁理士は、弁護士と共同であっても、商標権侵害訴訟の訴訟代理人となることができる場合はない。
- ウ 弁理士は、弁理士法以外の法律で制限されていなければ、商標権についての契約の締結の代理を行うことができる。
- エ 弁理士甲は、自らが代理をした乙の商標登録出願について、商標登録がされた後であれば、丙の求めに基づいてその商標登録の無効の審判の請求人側の代理人となることができる。

問24

X県では、X県のY地域の名産品の名称についての保護を検討している。ア～エを比較して、地域団体商標と特定農林水産物等の名称の保護に関する法律による地理的表示(以下、「地理的表示(GI)」という。)に関する、X県の県庁の地域振興課に所属する担当者甲の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 当該名称については既に地域団体商標として登録されている。地理的表示(GI)の保護は択一的であるので、地理的表示(GI)の申請をすることはできないと考えた。
- イ 地理的表示(GI)の保護対象は農林水産物及び飲食料品等(酒類等を除く)に限られるので、当該名産品がこれに該当するか確認しなければならないと考えた。
- ウ 地理的表示(GI)では名称と同一の範囲にしか効力が及ばないのに対して、地域団体商標では登録商標と同一及びこれに類似する範囲まで効力が及ぶ点で、双方の効力範囲に違いがあると考えた。
- エ 地理的表示(GI)及び地域団体商標とも、登録主体には差止請求権及び損害賠償請求権が認められている点で、規制手段には相違がないと考えた。

問25

次の会話は、X社の知的財産部の部員甲、乙、丙、丁が、商標権と著作権の関係や相違点について議論したものである。ア～エを比較して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- 甲 「商標権及び著作権のいずれについても、他の共有者が存在する場合に自己の持分に質権を設定するためには、その共有者の同意を得ないといけないね。ただ、商標権の場合、特段の定めをしていなければ、各共有者が単独で商標を使用することができるよ。」
- 乙 「登録商標が、その商標登録出願より前に第三者が創作した著作物の著作権と抵触した場合、その第三者が著作物の複製物を商標に使用しても、商標権者は差止請求をできないけれども、商標権と著作権は保護対象が異なるから、商標権者は著作権と抵触する部分を含めて登録商標の使用を継続できるよ。」
- 丙 「登録されていない商標について登録商標であるかのような表示をすると商標法上罰則があるけれども、著作物については実名の登録がなされているかのような表示をしても著作権法上罰則はないよ。」
- 丁 「商標登録出願人が、その出願手続の中で、必要な範囲内で第三者の著作物を複製して特許庁に提出しても、通常は著作権侵害に問われることはないね。」

- ア 甲の発言
- イ 乙の発言
- ウ 丙の発言
- エ 丁の発言

問26

次の文章は、ある事件の最高裁判決の判決文の一部である。ア～エを比較して、空欄 ～
 に入る語句の組合せとして、最も適切と考えられるものはどれか。

ある営業表示が不正競争防止法1条1項2号(現行法2条1項1号)にいう他人の営業表示と類似のものか否かを判断するにあたっては、, , 両者の外観, 称呼, 又は観念に基づく印象, 記憶, 連想等から両者を全体的に類似のものとして受け取るおそれがあるか否かを基準として判断するのを相当とする。(中略)不正競争防止法1条1項2号にいう「混同ヲ生ゼシムル行為」(現行法2条1項1号「混同を生じさせる行為」)は, 他人の周知の営業表示と同一又は類似のものを使用する者が同人と右他人とを同一営業主体として誤信させる行為 , 両者間にいわゆる親会社, 子会社の関係や系列関係などの緊密な営業上の関係が存するものと誤信させる行為 と解するのが相当である。

- | | | |
|---|--|---|
| ア | <input type="text" value="1"/> =取引の実情は捨象し | <input type="text" value="2"/> =一般人からみて |
| | <input type="text" value="3"/> =のみならず | <input type="text" value="4"/> =をも包含するもの |
| イ | <input type="text" value="1"/> =取引の実情のもとにおいて | <input type="text" value="2"/> =取引者, 需要者が |
| | <input type="text" value="3"/> =のみを言い | <input type="text" value="4"/> =は含まない |
| ウ | <input type="text" value="1"/> =取引の実情は捨象し | <input type="text" value="2"/> =一般人からみて |
| | <input type="text" value="3"/> =のみを言い | <input type="text" value="4"/> =は含まない |
| エ | <input type="text" value="1"/> =取引の実情のもとにおいて | <input type="text" value="2"/> =取引者, 需要者が |
| | <input type="text" value="3"/> =のみならず | <input type="text" value="4"/> =をも包含するもの |

問27

次の文章は、ある知財高裁裁判例の一部である。ア～エを比較して、判旨の論拠として、最も不適切と考えられるものはどれか。

本件における被告サイトのように、ウェブサイトにおいて複数の出店者が各々のウェブページ(出店ページ)を開設してその出店ページ上の店舗(仮想店舗)で商品を展示し、これを閲覧した購入者が所定の手続を経て出店者から商品を購入することができる場合において、上記ウェブページに展示された商品が第三者の商標権を侵害しているときは、商標権者は、直接に上記展示を行っている出店者に対し、商標権侵害を理由に、ウェブページからの削除等の差止請求と損害賠償請求をすることができることは明らかであるが、そのほかに、ウェブページの運営者が、単に出店者によるウェブページの開設のための環境等を整備するにとどまらず、運営システムの提供・出店者からの出店申込の許否・出店者へのサービスの一時停止や出店停止等の管理・支配を行い、出店者からの基本出店料やシステム利用料の受領等の利益を受けている者であって、その者が出店者による商標権侵害があることを知ったとき又は知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるに至ったときは、その後の合理的期間内に侵害内容のウェブページからの削除がなされない限り、上記期間経過後から商標権者はウェブページの運営者に対し、商標権侵害を理由に、出店者に対するのと同様の差止請求と損害賠償請求をすることができるかと解するのが相当である。

- ア ウェブページを利用して多くの出店者からインターネットショッピングをすることができる販売方法は、販売者、購入者の双方にとって便利であり、社会的にも有益な方法である上、ウェブページに表示される商品の多くは、第三者の商標権を侵害するものではないから、本件のような商品の販売方法は、基本的には商標権侵害を惹起する危険は少ないものである。
- イ 出店者によるウェブページ上の出品が既存の商標権の内容と抵触する可能性があるものであった場合、ウェブページの運営者が直ちに商標権侵害の蓋然性が高いと認識すべきである。
- ウ 商標権を侵害する行為は商標法違反として刑罰法規にも触れる犯罪行為であり、ウェブページの運営者であっても、出店者による出品が第三者の商標権を侵害するものであることを具体的に認識、認容するに至ったときは、同法違反の幫助犯となる可能性がある。
- エ ウェブページの運営者は、商標権侵害行為の存在を認識できたときは、出店者との契約により、コンテンツの削除、出店停止等の結果回避措置をとることができる。

問28

X社の法務部の部長甲と部員乙とが、同一又は類似の商標が使用されても商標権侵害とならないケースについて会話をしている。ア～エを比較して、乙の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。

甲 「登録されている商標について、同じ指定商品又は指定役務において同じ又は類似している標章が使用されているときは、その標章は常に商標権を侵害しているといえますか。」

乙 「いいえ、同一又は類似標章が使用されていても、抗弁が成立し、商標権侵害とはならないケースがあります。」

甲 「それはどのような場合ですか。」

乙の発言1 「まず、いわゆる真正商品の並行輸入の場合です。国内の商標権者以外の者が、同一商品について同一の商標を付した物を輸入する行為は、商標権の侵害となりますが、真正商品であれば商標の機能である出所表示機能及び品質保証機能を害しませんので、実質的に違法性がないと考えられるからです。」

甲 「なるほど。」

乙の発言2 「次に、世界的に有名な漫画の主人公の名前の文字のみからなる商標が登録されているときに、その指定商品と同種の、漫画の著作権者の許諾に基づいた商品の販売に対して、商標権者が権利行使をしたことに対し、最高裁は、商標出願当時からその漫画は世界的に知られており、この商標も漫画の主人公の人物像の観念、称呼を生じさせる以外の何ものでもないとして、商標法の法目的の1つである客観的に公正な競争秩序を乱すものであるから、商標権者の権利行使は権利の濫用となると判示しています。」

甲 「そうですね。そもそもそのような商標自体、取得経緯に瑕疵があるというべきでしょうね。商標法第32条第1項には、先使用权の制度が規定されていますが、これはどのような制度ですか。」

乙 「他人の商標出願前から使用されていて、その商標が使用してきた者の商品や役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときに、使用してきた者は使用を継続することによって、その商標を使用する権利を有することになるというものです。」

甲 「『需要者の間に広く認識されている』という要件は、登録障害事由を定めた商標法第4条第1項第10号と同じ表現ですね。これは同じ意味ですか。」

乙の発言3 「学説は割れていますが、同一と解釈する必要はなく、その要件は登録障害事由と比べて緩やかに解し、取引の実情に応じて具体的に判断するのが相当、とするのが裁判例です。」

甲 「つまり、登録障害事由となるような周知には至らないが、先使用权を認めることができる周知を認めることができる状況があり得るということですね。」

乙の発言4 「そうですね。その同じ裁判例では、『使用の継続』要件について、使用していた

【第29回1級(ブランド管理業務)学科試験】

者が取引先に迷惑がかかるなどの理由で使用を取り止めていたことから、紛争が解決した後は使用を再開するつもりがあったとしても、要件を満たしていないため、先使用权を認めませんでした。」

- ア 発言1
- イ 発言2
- ウ 発言3
- エ 発言4

問29

次の会話は、日本における知的財産侵害物品の輸出入差止めに関するX社の知的財産部の部員甲とその上司乙の一連の会話である。ア～エを比較して、乙の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。

甲 「最近、インターネットにおいてわが社の登録商標を付したわが社の製品の模倣品が販売されているサイトをよく見かけます。これらは、海外から輸入されていると思うのですが、どうすればいいでしょうか。」

乙 「輸入差止申立てを行えばよいのです。税関と相談して申立ての準備を進めなさい。」

甲 「輸入差止申立てをする場合、輸入貨物を特定する必要があるのではないのでしょうか。」

乙の発言1 「根拠となる権利の内容と予想される侵害物品の品名などを輸入差止申立書に記載すれば、個々の輸入貨物の特定情報まで提出する必要はありませんよ。」

甲 「それは便利ですね。しかし、それでは、こちらが差し止めてもらいたい貨物を税関が見落としてしまう可能性があるのではないのでしょうか。」

乙の発言2 「もちろん、そうならないためには様々な情報を提供しておく必要がありますね。申立ての際には予想される輸入者の情報を提供することも可能です。税関は、それらの情報に基づき疑義貨物を発見するわけですね。」

甲 「なるほど。では、早速、全国の税関に申立てをすることにします。」

乙の発言3 「その必要はありません。輸入差止申立ては全国の個々の税関に申し立てる必要はなく、1つの税関に申し立てればよいです。」

甲 「わかりました。それではわが社の登録商標とその侵害物品について申立てを行います。著作権、意匠権、特許権について申立てはできないのですか。」

乙の発言4 「そんなことはありません。著作権及び意匠権、さらには不正競争防止法違反についても申立ては可能ですよ。但し、特許権については、高度な技術的知識が必要なケースもあり、税関で判断が困難なため、輸入差止申立てはできないことになっていますよ。」

ア 発言1

イ 発言2

ウ 発言3

エ 発言4

問30

日本の税関において、X社の登録商標Aを付した疑義貨物について認定手続が開始されたところ、輸入者から、次の意見書が提出された。ア～エを比較して、当該意見書に対するX社の反論として、最も不適切と考えられるものはどれか。

拝啓

先日、貴税関より、弊社の輸入した貨物（以下「本件貨物」という。）がX社の商標権を侵害しているとの理由により認定手続開始通知書を受領しました。しかし、以下の理由により、本件貨物の輸入は商標権侵害に該当するものではないと考えます。

1. 本件貨物は中国の正規販売店から購入したものであり、並行輸入に該当する。
2. 本件貨物の輸入は今回が初めてであり、「業として」輸入するものにはならない。

以上のことから、本件貨物は商標権侵害物品ではない。

敬具

- ア X社は中国においても登録商標Aの商標権を有しており、中国における正規販売店はX社のライセンサーではあるが、正規販売店には中国国内での販売のみを許諾していることから、仮に輸入者が中国における正規販売店から購入していたとしても、本件貨物の輸入は商標権侵害となる。
- イ X社は中国においても登録商標Aの商標権を有しており、中国における正規販売店はX社のライセンサーではあるが、本件貨物は、中国において販売されているX社の製品を小分けにし、包装したものに新たにX社の登録商標Aを付したものであり、当該正規販売店が販売している商品とは異なることから、当該商標は適法に付されたものとは認められず、本件貨物の輸入は商標権侵害となる。
- ウ X社の登録商標Aの中国における商標権者はY社であり、中国における正規販売店はY社のライセンサーであるところ、X社は直接的に又は間接的に当該貨物の品質管理を行い得る立場にないことから、本件貨物の輸入は商標権侵害となる。
- エ 「業として」とは「一定の目的の下に反復・継続して行う行為として」ないし「反復・継続的意思をもってする経済行為として」と解されているところ、仮に本件貨物の輸入が初めてであったとしても、反復・継続して譲渡等をする者が輸入するものであれば、「業として」の該当性が否定されるわけではない。

問31

次の会話は、海外における知的財産侵害物品の輸出入差止めに関するX社の知的財産部の部員甲とその同僚乙の一連の会話である。ア～エを比較して、乙の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。

甲 「上司から海外税関における輸出入差止めについての検討を頼まれて困っています。どうしたらいいですかね。」

乙 「日本の制度との違いをまとめたらどうでしょうか。」

甲 「具体的にはどのような点が日本の制度と海外の制度で異なっているのでしょうか。」

乙の発言1 「まずは対象となる権利ですね。国によっては特許権侵害物品等の差止めが制度上ないこともあります。例えば、中国においては、そもそも日本における不正競争防止法第2条第1項第3号に該当する規定がないので、日本であれば同号に違反する形態模倣品は差止めの対象になりません。」

甲 「なるほど。日本では不正競争防止法第2条第1項第3号に違反する製品も差止めの対象になりますよね。」

乙の発言2 「また疑義貨物の保管及び廃棄費用の負担も日本と異なる場合があります。日本では保管及び廃棄費用を権利者が負担することはありませんが、権利者が負担するという制度の国もあります。」

甲 「なるほど。予算も限られていますし、費用負担は確かに重要ですよね。疑義貨物を税関が発見した旨の通知を受け取ってからの回答期間はどうでしょうか。」

乙の発言3 「重要な点だと思います。例えば、中国など3営業日以内に回答する必要があり、迅速に対応する体制を整える必要があります。なお、日本の休日は休日として扱われないということにも注意が必要です。」

甲 「回答期限の延長は認められないのでしょうか。」

乙の発言4 「例えば中国は回答期限が短いことから10日程度の延長が制度上認められていますが、国によって異なりますので、これも現地代理人に確認するなどした方がよいでしょう。」

ア 発言1

イ 発言2

ウ 発言3

エ 発言4

問32

部品メーカーX社は、オートバイのカスタムパーツ「HAYATE」を主軸に、米国でのビジネスを展開している。X社は、米国進出に伴い、「HAYATE」を連邦商標登録した。しかし、販売業績が伸びず32カ月前からこの「HAYATE」の販売を中止している。ア～エを比較して、連邦商標「HAYATE」について、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア X社は「HAYATE」の販売再開を試みてはいるが、32カ月の間不使用であったことから、15 U.S.C. §1124に基づき当該商標は放棄とみなされる。
- イ X社は「HAYATE」の販売再開を試みてはいるが、32カ月の間不使用であったことから、15 U.S.C. §1125に基づき当該商標は放棄とみなされる。
- ウ X社は「HAYATE」の販売再開の意図があり、また不使用期間も3年に至っていないことから、当該商標は放棄したとはまだみなされない。
- エ X社は「HAYATE」の販売再開の意図があり、また不使用期間も6年に至っていないことから、当該商標は放棄したとはまだみなされない。

問33

ア～エを比較して、Supplemental Registerについて、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア Supplemental Registerとは、マドリッドプロトコルを基礎に出願し、識別力がある商標として登録される制度である。
- イ Supplemental Registerとは、出願商標の識別力がない或いは弱い場合においても、当該商標を米国で実際に使用していれば、登録可能性があるという米国独特の制度である。
- ウ 使用意思を基礎に連邦商標出願し、その後登録許可通知が発行された。この登録許可通知が発行されてから、米国での使用を証明する陳述書を提出し正式に商標登録されるまでの期間のことを、Supplemental Registerという。
- エ 連邦商標登録から5年目と6年目の間に、商標権の更新手続の一環として第8条宣言書と第15条宣言書を提出する義務があるが、この手続を行う前の商標をSupplemental Registerと呼ぶ。

問34

X社は、「EMENEM (エメネム)」という名称で、楽器やレコードを販売する小売及びオンラインショップを、日本で経営している。現在X社は、「EMENEM」という名称で、ニューヨークにおける小売業を展開したいと考えている。しかし、著名なヒップホップアーティストである「Eminem (エミネム)」から訴えられることを危惧しているため、弁護士に相談し、アドバイスを受けた。ア～エを比較して、弁護士のアドバイスとして、最も適切と考えられるものはどれか。なお、「Eminem」の連邦商標登録がされておらず、また「Eminem」がX社を訴える場合には、ニューヨーク州の連邦地方裁判所にて訴えるものとする。

- ア 「『Eminem』の本名はMarshall Bruce Mathers IIIであり、また『Eminem』にて連邦商標登録されていないことから、X社が商標権侵害で訴えられることはありません。」
- イ 「Right of Publicity, つまり、米国におけるパブリシティ権は州法によるものとなります。しかし『Eminem』が、パブリシティ権の他に連邦地方裁判所に管轄権が認められる法的主張を行う場合(例: 商標権侵害), 『Eminem』は、州の裁判所ではなく連邦地方裁判所で提訴することができます。」
- ウ 「Trademark Infringement, つまり商標権侵害については、『EMENEM』と『Eminem』では発音が異なることから、これらの商標が共存していたとしても消費者の中で混乱が生じる可能性は極めて低いと考えられます。従って、X社に対して『Eminem』が商標権侵害を主張するのは難しいでしょう。」
- エ 「Trademark Dilution, つまり商標の希釈化については、『Eminem』は確かに著名ですが、『Eminem』で連邦商標登録していないことから、X社に対して『Eminem』が商標権の希釈化を主張することはできません。」

問35

X社は、米国における自社商品の展開を目指し、4年前に使用意思を基礎に連邦商標出願をした。しかし、商品開発に時間を要してしまい販売開始が大幅に遅れている。ようやく販売開始の目処がたち、当該連邦商標出願の状況をX社の知的財産部の部員が確認している。ア～エを比較して、知的財産部の部員の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。なお、X社は数年ほど前に登録許可通知書を米国特許商標庁から受け取っている。

- ア 「登録許可通知書を受け取ってから3年以上が経過してしまっていますね。6カ月毎に行う延長申請がこれ以上できないため、当該商標は放棄とみなされます。よって、新規に出願をやり直す必要があります。」
- イ 「登録許可通知書を受け取ってからまだ6年以内であるため、米国において当該商品を販売後、使用陳述書を提出すれば連邦商標登録される可能性が高いですね。」
- ウ 「登録許可通知書を受け取ってからまだ5年以内であるため、米国において当該商品を販売後、使用陳述書を提出すれば連邦商標登録される可能性が高いですね。」
- エ 「登録許可通知書を受け取ってから3年以上が経過してしまっていますね。6カ月毎に行う延長申請がこれ以上できないため、当該商標は放棄とみなされます。しかし、放棄通知書が届いたとしても、一定の費用を支払うことで出願復活申請が可能な場合があります。」

問36

アパレル会社のX社は、商標「CAB FASHION」を連邦商標登録している。商標権の取得以降、ブランド保護の意識が高いX社は、世界で公告された登録可能性のある商標を徹底的にモニタリングしている。この度、X社は、Official Gazetteに商標「CUBU FASHION」が公告されていることを確認した。この商標が登録されると損害を被る可能性があるとして、X社は異議申立てをすることとした。ア～エを比較して、X社が、原則、登録異議申立申請できる期間として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 公告後30日以内
- イ 公告後40日以内
- ウ 公告後50日以内
- エ 公告後60日以内

問37

X社は、中国でビジネスを展開するにあたり中国への商標登録出願を考えている。ア～エを比較して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア X社は社名を中国で企業名称として登記しているため、第三者の商標登録の有無にかかわらず製品上に社名が目立った使用をすることができ、社名の商標登録は不要である。
- イ X社が日本で製品を既に販売しており当該製品の商標が日本の消費者に周知である場合には、中国でも馳名商標として保護されるため、中国で改めて商標を出願する必要はない。
- ウ X社は日本における自社のコマーシャルにおけるテーマ音楽を中国でも使用することを予定している。中国においても音声の商標登録が認められているため、X社は音声の商標登録についても検討するべきである。
- エ 中国においては商標の出願公告後の異議申立制度が存在しないため、X社の出願商標についても第三者による異議が申し立てられるおそれはない。

問38

X社の知的財産部の部長甲と中国担当の部員乙が、中国での商標権を侵害する模倣品対策について会話をしている。ア～エを比較して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「中国で当社の登録商標が付された偽物を排除するには、どのような手立てが考えられますか。」
乙 「民事訴訟による製造の差止めや損害賠償を求めると共に、事案が悪質な場合には刑事責任の追及を求められます。また、日本と異なり行政機関に対し取締を求められます。」
- イ 甲 「どのような行政機関に取締を求めればよいのでしょうか。」
乙 「複数の行政機関を重疊的に利用する必要はなく、模倣品対策としては、商標権侵害を理由とした工商行政管理局による取締のみを検討すれば足够了。」
- ウ 甲 「中国の裁判では地元企業保護の観点から地元企業に対し有利な判断が出ることも多いと聞きます。模倣品業者に対して裁判を提起する場合、どこに訴えるのがよいのでしょうか。」
乙 「例えば製造業者が広東省で販売業者が北京市にいる場合、製造業者と販売業者を共同被告として北京市の人民法院に訴訟提起することも考えられます。」
- エ 甲 「中国での商標権侵害を理由とした民事訴訟において、損害の賠償額はどのように算定されますか。」
乙 「まず権利者が受けた実際の損害額を確定し、当該確定が困難である場合には権利侵害者が権利侵害により取得した利益に照らし確定し、それも困難である場合にはライセンス料の合理的な倍数に照らして確定します。さらに上記いずれも確定しがたい場合の法定賠償も規定されています。」

問39

自動車メーカーのX社は、中国で販売する予定の自動車に関する意匠権を取得することを検討している。ア～エを比較して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 中国での意匠権に対しても日本と同様に実質審査が行われる。
- イ 中国では日本と異なり部分意匠が認められていないため、自動車のフロントデザインとバックデザインは個別には保護されず、両者を別々に組み合わせた製品に対して権利行使が十全に行えない可能性がある。
- ウ 中国での意匠権の要件である新規性については、従前は世界公知公用主義がとられていたが、法改正により国内公知公用主義が採用された。従って、海外で公知公用となったデザインが中国で意匠登録される可能性がある。
- エ 中国における意匠権の権利期間は日本と同様設定登録日から20年である。

5 香料メーカーX社は、国内で展開中の精油ブランド「mignon」の販売が大変好調であることから、その精油を使用した化粧用せっけんや洗濯用洗剤の販売を開始する予定である。同時に海外でも展開することとなり、まずはアジア諸国で販売を開始することとした。X社の法務部の部員甲は、事業部の部員乙と共に今回の新たな事業展開のための商標権取得について話し合っている。問40～問42に答えなさい。

甲 「国内に関しては、商標『mignon』について第3類『香料』に商標登録を所有していますが、化粧用せっけんや洗濯用洗剤を販売するにあたり同区分の『せっけん類』について新たに出願する必要があります。海外に関しては、展開予定の各国において第3類『香料、せっけん類』について権利を取得する必要があります。」

乙 「海外については、まずはアジア諸国での展開となり、具体的には中国、韓国、台湾、シンガポールの4カ国で販売します。今回のように複数の国で商標権を取得したい場合、マドリッドプロトコルによる国際登録出願という制度があり、1つの手続で複数の国での権利化が可能と聞きました。今回はこの制度を利用すべきなのでしょうか。」

甲 「1」

乙 「マドリッドプロトコルによる国際登録出願においては、所有登録を基礎にすると聞いています。『香料』については所有登録がありますが、『せっけん類』については出願予定ということで登録になるまでにはまだ時間がかかります。このような場合はどうするのでしょうか。」

甲 「2」

乙 「商標権の更新手続の際、使用予定がなくなった国については更新せず、使用を継続予定の国についてのみ権利を維持していきたいと思います。マドリッドプロトコル制度を利用した国際登録についてもそのような管理方法をとることができますか。」

甲 「3」

問40

ア～エを比較して、甲の発言「1」に入る文章として、最も適切と考えられるものはどれか。

ア 販売予定国はいずれもアジアの主要国ですので、マドリッドプロトコル制度の利用が可能なのはです。各国で出願するのに比べ、費用の節約になり手間も省けますので利用したいと思います。

イ マドリッドプロトコル制度は、マドリッド協定議定書加盟国についてのみ利用できます。未加盟国については各国で出願することになりますので、今回の販売予定国の加盟状況を確認の上、検討する必要があります。

ウ マドリッドプロトコル制度の利用は、7カ国程度について出願するのでなければ費用対効果が見込めません。今回はマドリッドプロトコル制度は利用せずに各国で出願すべきと考えます。

【第29回1級(ブランド管理業務)学科試験】

- エ マドリッドプロトコル制度は、そもそも欧米の複数国について権利化することを念頭に作られた制度です。アジア諸国においては欧米との法制度の相違からそのメリットを享受できない場面が多く、今回は利用する必要はないと考えます。

問41

ア～エを比較して、甲の発言 に入る文章として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 登録前の出願を基礎とすることも可能です。今回の場合は、『香料』についての登録と『せっけん類』についての出願の両方を国際登録出願の基礎として指定することになります。
- イ 登録前の出願を基礎とすることも可能です。但し、基礎とできるのは一の登録又は出願となりますので、『香料』についての登録を基礎とするものと、『せっけん類』についての出願を基礎とするものの2つの国際登録出願を行うこととなります。
- ウ 基礎とできるのは登録のみであって、登録前の出願を基礎とすることはできません。今回は、『せっけん類』についての出願が登録になるのを待って、『香料』についての登録とともに基礎とすることで国際登録出願を行うこととなります。
- エ 基礎とできるのは登録のみであって、登録前の出願を基礎とすることはできません。『せっけん類』についての出願が登録となるまでに時間を要する可能性も考えると、まずは『香料』についての登録を基礎とする国際登録出願を行い、『せっけん類』についての出願が登録になった後にそれを基礎とする国際登録出願を別途行うのがよいと考えます。

問42

ア～エを比較して、甲の発言 に入る文章として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 国際登録の更新手続は、権利を取得したすべての国について一括で行うこととなります。よって、使用を継続する国について権利を維持するためには、使用予定がなくなった国についても一緒に更新せざるを得ません。
- イ 権利の存続期間の算定方法等が各国の法制度により異なることから、国際登録の更新手続は各国の官庁に対し国毎に行うこととなります。よって、各国に出願した場合と同様に、使用予定がなくなった国については更新せず、使用を継続予定の国についてのみ更新することとなります。
- ウ 国際登録の更新手続は、権利を取得した国のうち、更新が必要な国のみを選択して一括で行うことができます。更新が不要な国については、更新時に選択しないことで自動的に権利が消滅します。
- エ 国際登録の更新手続の際、更新が不要な国がある場合には、その国について別途放棄の手続を行った上、残る更新が必要な国についてのみ手続を行うこととなります。

- 6 日本企業X社は、「A」のブランド名で香水を日本で発売中である。問43～問45に答えなさい。

X社は、現在、欧州への市場拡大に向けて、商標「A」の欧州での権利化を検討している。以上をふまえて、問43に答えなさい。

問43

X社は、欧州連合知的財産庁へ欧州連合商標出願を行うことを検討していたところ、「A」はポルトガル語で香水の普通名称を意味することがわかった。ア～エを比較して、X社の知的財産部の部員の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 「欧州連合商標出願の後、ポルトガルのみを放棄することとなる可能性に留意しましょう。」
- イ 「欧州連合商標出願の後、出願全体の拒絶を回避するために、ポルトガル語圏ではなく、かつ主に販売を予定しているドイツとオーストリアでのみ保護を求める宣言を行うことを検討しましょう。」
- ウ 「欧州連合商標出願が拒絶された後、主に使用を予定しているドイツでの保護を確保すべく、ドイツ商標への変更手続をとることとなる可能性に留意しましょう。」
- エ 「欧州連合商標ではなく、主に使用を予定しているドイツを含み、かつポルトガル語圏を含まないベネルクス商標出願を検討しましょう。」

【第29回1級(ブランド管理業務)学科試験】

X社は、さらにその後、欧州で使用する商標を「A」から「B」に変更し、欧州全域で調査を行ったところ、類似する商品について使用する同一の商標「B」について、欧州連合商標の登録を有するギリシャ企業の存在を知った。

以上をふまえて、問44～問45に答えなさい。

問44

ア～エを比較して、X社が商標「B」について欧州連合商標出願をすることに関するX社の知的財産部の部員の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 「ギリシャの先行商標権者が異議を申し立てた場合は対応が必要となりますが、異議を申し立ててこない場合もあり得ます。」
- イ 「出願後、ギリシャについてのみ取り下げることとなる可能性を考慮しましょう。」
- ウ 「異議申立てがあった場合、異議申立期間内に異議申立人より書面による通知があります。」
- エ 「相対的拒絶理由を有するとして登録されませんので出願することに意味はありません。」

問45

ア～エを比較して、X社が商標「B」について欧州連合商標出願をした後にギリシャの先行商標権者から異議を申し立てられた場合の対応として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 重複する商品の削除を行うには、欧州連合知的財産庁に手続することができるが、マドリッドプロトコル経由で欧州連合を指定していた場合には、WIPOに手続することもできる。
- イ 異議申立人に対して友好的な解決を希望する旨のレターを送る場合、直接連絡することはできないため、欧州連合知的財産庁へ異議申立人宛のレターを送付する。
- ウ クーリングオフ期間の満了が迫っているため、欧州連合知的財産庁に対して期間の延長手続をとる場合、先行商標権者と共に行わなければならない。
- エ 異議申立てに対応するためには、現地代理人を指定し届け出なければならない。

【第29回知的財産管理技能検定】

【1級学科】

番号 正解

問1 イ
問2 エ
問3 ウ
問4 ウ
問5 エ
問6 エ
問7 ウ
問8 エ
問9 ウ
問10 イ
問11 ア
問12 ウ
問13 ウ
問14 エ
問15 ウ
問16 ウ
問17 エ
問18 ウ
問19 イ
問20 エ
問21 イ
問22 エ
問23 ウ
問24 イ
問25 イ
問26 エ
問27 イ
問28 エ
問29 エ
問30 ア
問31 エ
問32 ウ
問33 イ
問34 イ
問35 エ
問36 ア
問37 ウ
問38 イ
問39 イ
問40 イ
問41 ア
問42 ウ
問43 ウ
問44 ア
問45 イ